平成２２年（フ）第６８９５号
大阪府柏原市旭ケ丘１丁目11番８号
破産者　馬場　敏美
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５９２号
大阪府交野市私市９丁目11番２号
破産者　岡田　啓治
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０９６号
大阪府枚方市招提南町３丁目12番24―506号、前住所大阪府枚方市津田東町１丁目20番53号
破産者　富小路真広
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６１４号
大阪府豊中市上津島２丁目21番17号
破産者　山田　節子
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３２１号
堺市堺区大仙中町10番１―803号
破産者　大西　佳子
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５７９号
堺市東区西野３番地９、開始決定時の住所堺市東区日置荘西町２丁27番12号
破産者　西野　春子
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７５４号
大阪府富田林市桜ケ丘町15番１―213号
破産者　中村　祥司
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７２５号
広島市東区牛田旭１丁目８番19―203号
破産者　福井　直夫
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５５号
広島県三次市畠敷町1199番地６
破産者　折田　順子
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第１９２１号
札幌市西区西野１条６丁目４番35号　ガーデンコート101号、開始決定時の住所札幌市西区西野６条10丁目21番２号
破産者　鈴木　　哲
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３２８号
札幌市白石区南郷通20丁目北３番22―302号
破産者　寺下　孝男
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４２３号
札幌市豊平区月寒東１条３丁目２番18―101号
破産者　向島　賢一
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４２号
青森県八戸市大字白銀町字右新井田道16番地18
破産者　山本　光弘
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第７０２号
岩手県花巻市西宮野目第６地割402番地１
破産者　畠山　淑子
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７０３号
岩手県花巻市西宮野目第６地割402番地１
破産者　畠山　　純
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５９号
宮城県気仙沼市赤岩泥ノ木32番地21
破産者　畠山　　哲
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第１６８号
福島県郡山市喜久田町字菖蒲池25番地の１７号棟
破産者　滝田　芳裕
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３１２号
福島県須賀川市前川45番地２　中村コーポ303号
破産者　熊耳　一美
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２３１６号
横浜市旭区中白根３丁目13番15号　メゾン岩崎Ａ202、破産手続開始決定時の住所横浜市保土ヶ谷区新井町376番地の４
破産者　根津　英子
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部